

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 クォン・ソンホ

1. 知的財産分野における国内動向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続的に増加傾向にある。

2015年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計475,802件で2014年444,552件に比べて7.0%増加し、そのうち特許の場合前年比1.6%増加した213,694件が出願され、世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りするための努力の結果であると分析できる。

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2009	163,523	(△4.2)	17,144	(△1.5)	103,433	(3.4)	57,903	(2.0)	342,003	(△0.8)
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	381,536	(3.1)
2012	188,915	(5.6)	12,424	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	406,650	(6.6)

2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	159,217	(12.0)	66,940	(6.0)	441,714	(8.6)
2014	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	160,663	(0.9)	64,413	(△3.8)	444,552	(0.6)
2015	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)

*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準である。

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受け付けたPCT¹国際出願も毎年持続的に増加し、2015年は14,626件で2014年の13,117件に比べて11.5%増加し、出願件数において米国、日本、中国、ドイツの次に多かった。これは海外で特許権の確保に向けた韓国企業、研究所、大学などの努力が続いていることを示している。

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

<表 I-1-2> 主要国における産業
財産権の出願推移

(千件、前年比増加率%)

区分	2012	2013	2014	増加率
中国	3,671	4,226	4,438	15.1
米国	889	950	951	6.9
日本	507	484	487	△4.5
韓国	397	430	445	8.3
ドイツ	148	150	159	6.0

* 出処：WIPO World IPIndicators, 2015.12

<表 I-1-3> 主要国PCT国際特許
出願の推移

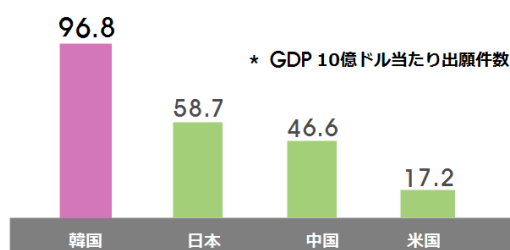
(件、前年比増加率%)

区分	2013	2014	2015	増加率
米国	57,239	61,479	57,385	△6.7
日本	43,918	42,381	44,235	4.4
ドイツ	17,927	25,548	29,846	16.8
中国	21,516	17,983	18,072	0.5
韓国	12,386	13,117	14,626	11.5

* 出処：WIPO PCT Yearly Review, 2016.3

このように韓国知的財産の量的な指標は世界的なレベルであるものの、質的水準は主要競争国に比べると不十分である。2014年度GDP対比内国人の特許出願件数は世界1位で、R&D投資増加によって創出能力は大きく伸びたものの、このような量的成長にもかかわらず源泉技術と核心特許の不足によって知的財産権使用料の収支は2014年基準で52億ドル赤字を記録している。

<図 I-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数(2014)



* 出処：WIPO、2015年

<図 I-1-2> 知的財産権使用料収支(2014)

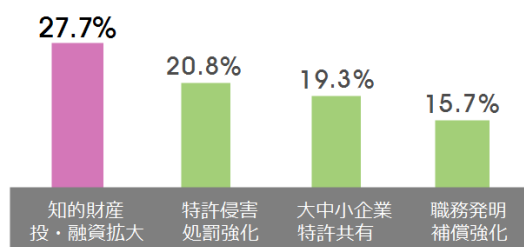


* 出処：韓国銀行、2015年

また大企業の未活用特許比率は19.8%であるが、一方中小企業は36.9%であるという調査結果(2015年、特許庁・貿易委員会)からも分かるように、中小企業の場合は知的財産を事業化するための資金と人材などが足りず、知的財産の活用が不十分な状況

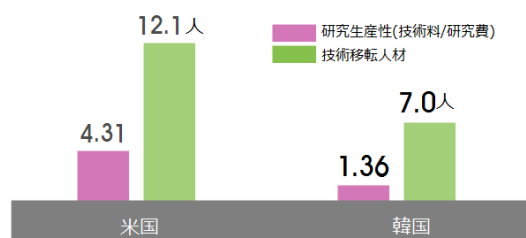
であり、大学・公共研究機関もまた論文中心の研究慣行と技術移転専担人材の不足などで知的財産を通じた収益創出が低迷している。

<図 I-1-3> 中小企業の政府支援要求事項



* 出処：中小企業中央会、2015年

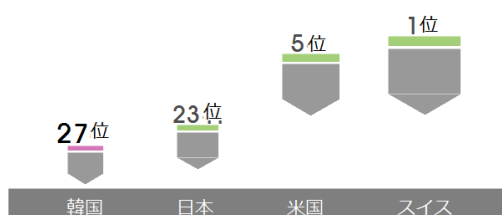
<図 I-1-4> 大学・公共研の活用能力(2013年)



* 出処：韓国産業技術振興院、2014年

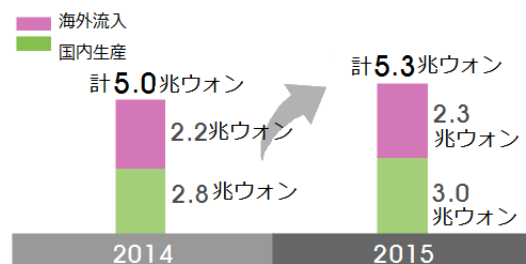
一方、海外で韓国企業に対する知的財産権紛争が増加しており、これによる輸出中断、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において障害となっている。韓国の知的財産権保護順位は2014年41位から2015年27位に大きく上昇したものの、主要国に比べると知的財産権保護環境は依然として脆弱な状況であり、国内における模倣品の被害もまた持続的に増加している。

<図 I-1-5> 知的財産権保護順位(2015)



* 出処：IMD、2015年

<図 I-1-6> 国内模倣品市場の規模(2014年)



* 出処：現代経済研究院、2014年

2. 対応策

このような国内外の政策環境に積極的に対応するためには知的財産の創出・保護・

活用体系の先進化に向けた政府の取り組みが急がれる。まず、企業の強い特許確保を支援するためには、高品質の審査・審判サービスの提供が優先であるので、審査・審判官の能力強化と審査支援事業の効率化のみならず不良特許の防止などのための制度的なバックアップも必要である。

核心・源泉技術の開発とそれに基づく知的財産権を確保するためには全研究開発過程において知的財産権情報を活用してR&D戦略が樹立できるよう政府の支援が求められる。また、確保された知的財産が経済的・産業的に高い付加価値を創り出させるためには知的財産金融支援のみならず、事業化と取引活性化に向けた対策も必要である。

また、国内における知的財産権保護の基盤を強化するために模倣品流通の取締を強化し、技術漏洩防止や営業秘密侵害に対する制裁も強化する必要がある。韓国輸出企業の知的財産権が海外で守られるよう、海外現地での支援体系を強化し、紛争対応コンサルティングとIP訴訟保険も活性化しなければならない。

このように個人と企業の知的財産が効率的に創出・保護・活用され、新たな成長エンジンを生み、最終的には経済的な付加価値と雇用につながるよう、政府は持続的に取り組んでいかなければならない。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

1. 知的財産分野の国際動向

最近世界経済が創意的なアイデアと知的財産を重視する「創造経済」を目指していることから、国家と企業間のグローバル知財権紛争が激化しつつある。グローバル企業は創意的なアイデアを知財権として蓄積して市場を先取りし、それを通じて競合社と後発企業の市場参入をシャットアウトすることで市場での独占的な地位を確保している。韓国の場合、知的財産の量的規模は世界的なレベルであるものの、核心・源泉特許の不足で知財権貿易収支は慢性的な赤字を記録している。特に国内企業がグローバル特許戦争の主要攻撃対象として浮上しているなど知財権分野の質的競争力は不十分である。韓国政府はこのような危機を乗り越え、知識基盤中心の質的成長を通じた持続可能な中長期成長に向けた新たな戦略として「創造経済」を提示し、関連政策を展開している。創造経済とは、産業化時代、情報化時代、知識基盤経済をつなぐ新しいパラダイムとして、創造経済の核心キーワードは創意性、革新性、消費者、知的財産権の保護及び活用である。このような創造経済戦略の推進が成功するためには、アイデアを企業の競争力につなげる媒介として作用する知的財産の役割が何より重要である。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。米国は2010-2015知的財産戦略計画に引き続き2014-2018知的財産戦略計画を発表した。2014-2018知的財産戦略計画は既存の2010-2015知的財産戦略計画が満了する前に樹立されたもので、2011年に改正された米国特許法(AIA、AMERICA INVENTS ACT)の制定以後変化する周辺環境を反映し、これまで一途に推進してきた米国の特許改革への取り組みの成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。

また、2015年2月には米国特許庁が特許品質を強化することで世界最高レベルの特

許システムを構築するための推進方策として「特許品質向上計画(Enhanced Patent Quality Initiative)」を樹立・発表し、同計画に基づいて審査官及び大衆向け教育、組織の簡素化、地域事務所運営時間の拡大などの措置を取っている。

日本は2013知的財産政策ビジョンを発表し、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、知的財産推進計画2015を発表し、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示した。特に2015年はビジョン施行の3年目を迎え、推進が難しい3大重点課題(地方の知的財産活用の推進、知的財産紛争処理システムの活性化、コンテンツ及び周辺事業の総合的な海外進出の推進)を選定し、知的財産戦略本部傘下の検証・評価・企画委員会などでより踏み込んだ研究を進めている。

最近まで中国は知的財産権の数の増大に焦点を当てて制度の整備に取り組んできた。そのような取り組みの結果、特許と商標の出願件数が世界最高水準に達するとともに、中国社会の知的財産権保護に対する認識も過去に比べて多く改善されつつある。言い換えれば、出願件数の増大が自然に知的財産権の保護に向けた取り組みへとつながっているわけである。このような側面から2014年と2015年の中国は知的財産権の保護における新たなターニングポイントを迎えたと評価できる。2014年年末中国国家知識産権局(SIPO)は「国家知的財産権戦略深化実施行動計画」を発表し、「法治を通じた知的財産権認識の強化」を図った。また、長年推進してきた知的財産権裁判所の設立と関連し、2014年11月、12月を経て北京、上海、広州に知的財産権裁判所を設置することで専門的かつ一貫性のある司法判断を導き出すため努力が実を結んだ。その他に技術を保有する海外企業の横暴に立ち向かって中国で外国企業に反独占法の違反による莫大な金額の課徴金を賦課するなど、自国企業を保護するための努力も話題となった。

2015年ヨーロッパにおける知的財産政策の主なイシューの一つはデジタル経済の発展と言える。電子情報通信技術の発達と多様な情報のデジタル化及びデジタル市場の拡大はヨーロッパの知的財産政策において最も重要な考慮事項と言っても過言ではない。それによってEUは知的財産権の情報共有を図り、オンラインを通じた多様なプラットフォームを支援することで、国民の暮らしにおける利便性を高めるために取り組んでいる。但し、デジタル市場拡大の裏側としてデジタル化による問題点の一つである個人情報保護問題が台頭している。

一方、2014年度に続いてヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)、即ち単一特許制度(Unitary Patent System)の議論が進む中で2015年にはこれらシステムの導入に向けた具体的な規定及び細部的な手続きが樹立されるなど単一特許制度導入へのムードが高まりつつある。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO²/TRIPS³体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準

² World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

³ Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラスアプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかうとする国家間の競争と努力はWIPO⁴とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

最近の全世界の経済状況を一言で言えば、低成長時代への突入と言えるであろう。これは特許出願件数増加幅の減少からも確認できる。特許の場合、2014年基準で約268万件で前年比4.5%増加に止まったが、これは2012年9.2%、2013年9%に比べ半分水準であり、上述したように全世界的な低成長時代に突入したことによるR&D投資の減少などがその原因と見られる。

一方、全世界の全体出願のうち約40%が複数国家に共通出願される重複出願であると推測されるため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH) 制度はこのような国家間審査協力 (Work Sharing) の努力が具体的な成果につながった代表例である。2015年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む24カ国と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

⁴ World Intellectual Property Office (世界知的所有権機関) : 加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

国家間審査協力の必要性はIP5⁵という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2015年中国江蘇省の蘇州で開かれた第8回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを2013年に開通し、2015年にはこれを一般に公開した。また、IP5国家間審査協力(Work Sharing)努力の一環として2014年からIP5-PPHを施行してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度を利用できるようにしたことが挙げられる。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。何よりも韓国企業の海外進出を支援するための友好的な海外知的財産保護環境の構築に努力を傾ける必要がある。

そのため特許官の新規派遣及びIP-DESK設立地域を持続的に拡大し、現地税関など外国執行機関との協力チャンネルを固めることで、海外で紛争が発生した際には迅速な対応を可能させる必要がある。また、主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、中東、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を作る必要がある。

⁵ Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

また、主要国との知的財産制度の改善に向けた議論にも積極的に参加することで、韓国国民の利便性を高め、安定的な海外知財権獲得を支援するために取り組む必要がある。IP5・TM5・ID5⁶などを始めWIPO、WTO、APEC⁷など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。また、情報化協力を通じて特許庁間、特許庁とユーザー間の情報交流基盤を拡大し、知財権に対するアクセシビリティを高め、特許庁の業務効率を高めなければならない。特に、世界で最も規模の大きい5つの特許庁が参加する知的財産G5協力議論において積極的に参加することで協力範囲の拡大及び体系化に貢献することで、国際知的財産議論における韓国のリーダーシップを強化する基盤として積極的に活用しなければならない。

最後に高まっている韓国に対する関心を基に、知的財産分野においても行政韓流の拡散に力を入れる必要がある。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際知的財産権開発協力事業の体系化のため、韓国特許庁の政策方向、対象国の知財権現状と開発意志など総合的な分析を通じて重点協力対象国を選定し、既存成果との連携及び開発協力事業のパッケージ化などを通じて予算の効率的な活用に持続的な努力を傾けなければならない。

⁶ Trade Mark 5, Industrial Design 5 : 全世界商標・デザインの出願をリードする韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパの商標・デザイン庁5つを指す。

⁷ Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力) : 加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

第2章 特許行政の戦略体系

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 クォン・ソンホ

新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が経済成長の主要エンジンとして浮上していることで、知的財産を通じて市場を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要国は知的財産の創出・活用・保護と人材養成に向けた政策を国家レベルで展開している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、「知的財産に基づく創造経済の実現」というビジョンを設定し、それを実現するための推進戦略を下記のように定めた。

<図 I-2-1> 2015年度業務推進方向

ビジョン	知的財産基盤の創造経済の実現	
目標	知的財産の創出・保護・活用体系の先進化	
	推進戦略	実践課題
1	信頼される審査・審判サービスの提供	①高品質の審査・審判サービスの提供 ②ユーザー中心の知的財産権制度の構築・運営
2	優秀知的財産の創出・活用の促進	①核心・標準特許の創出支援 ②知的財産基盤の創造企業の育成 ③知的財産金融活性化及び事業化の促進 ④知的財産の創出・活用基盤作り
3	知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化	①国内知的財産権保護基盤の強化 ②海外知的財産権紛争への対応支援 ③知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

4	知的財産人材養成及び国民 向けサービスの改善	①知的財産に親しみやすい社会基盤の形成 ②知的財産行政サービスの改善
---	---------------------------	---------------------------------------

第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

企業は知的財産を利潤創出の有用な道具として認識し、市場確保、競合社牽制などに積極的に活用している。企業の特許戦略もまた既存の量重視から質重視へと変わり、強い特許を確保するための企業の努力は更に熾烈さを増している。そこで、審査・審判品質に対する関心がいつになく高まっている状況である。

特許庁は高品質の審査・審判サービスの提供に向けて特許審査3.0を施行し、審査品質評価体系を審査終結前の評価体制に転換した。審査・審判人材の増員と非審査人材の審査部署再配置など人材効率化を通じて1人当たり処理件数の適正化を図るとともに、審査品質向上インフラを構築するために審査協力型先行技術調査事業を拡大し、先進特許分類体系も全面的に導入した。

また、不良特許の防止など創造経済基盤の強化に向けた特許法の改正を推進し、公正かつ合理的な商標制度を構築するための商標法改正を推進した。司法部が審判結果を適時活用できるよう、迅速審判プロセスも再設計した。

2. 優秀な知的財産の創出・活用の促進

重なりつつある韓国知的財産権使用料収支の赤字を改善するためには競争力のある知的財産権を創出すると同時に、創出された知的財産権を利用して経済的・産業的に高い付加価値を創り出せるようにすることが急がれる。

特許庁は政府が推進する研究開発の全過程において知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・標準特許の創出を誘導した。産業界R&D現場ではオーダーメイド型知的財産権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示など中小・中堅企業のIP-R&D戦略を支援した。

また、中小企業を知的財産経営能力によって段階別に分け、オーダーメイド型支援施策を整え、有望な中小企業を知的財産スター企業として育成した。地域における知的財産に親しみやすい環境作りのため、創造経済革新センターに特許支援窓口を設置・運営し、IP創造Zoneを拡大設置した。

一方、優秀な知的財産を保有する中小企業に対して投・融資支援を拡大し、IP金融の活性化に向けて簡素化された価値評価モデルを開発するとともに、IP金融フォーラムも発足させた。大学・公共研による特許技術の活用を促進するために公共技術移転ロードショーを開催し、特許経営専門家の派遣と発明インタビュー制度も運営した。

併せて、知的財産の事業化と取引活性化のために特許取引専門官を地域別に拡大配置し、公共と民間の特許活用を促進するために無償開放特許に対する特許料の減免制度も設けた。

3. 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化

韓国は主要国に比べて依然として知的財産権の保護環境が脆弱であり、国内外における知的財産権紛争による輸出中断、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において大きな障害となっている。これを克服するためには国家レベルで知的財産保護を強化する必要がある。

特許庁は模倣品流通を根絶するため、模倣品の製造・流通事犯に対する企画捜査とオンライン取締を強化し、警察庁・自治体との合同取締も実施した。また、知的財産保護の実効性を高めるために特許侵害損害賠償制度の改善を推進するとともに、健全な取引秩序を確立するために知的財産権標示改善策を講じ、また企業の営業秘密を保護するための制度も改善した。特許訴訟の専門性と効率性を強化するために関係省庁との協力の下で特許訴訟管轄集中制度も導入した。

海外における知的財産権紛争に効果的に対応するためにIP-DESKを追加設置し、現

地の税関での知的財産権登録を支援するとともに、海外進出企業を対象に教育と商標出願支援を拡大した。また、知的財産権紛争予防コンサルティングと訴訟保険支援を拡大し、知財権訴訟保険発展3ヵ年計画も構築した。

一方、知的財産分野におけるグローバルリーダーシップを強化するため、IP5、TM5、ID5会議を通じて国際議論をリードし、新興国・途上国との知的財産協力も強化した。知的財産行政において韓流を広めるために特許行政サービスの輸出対象国とサービス分野を拡大した。

4. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善

青少年と大学生向け知的財産教育インフラの不足と企業の知的財産実務教育に対するニーズの増大を受け、全国民が生涯周期別に知的財産教育が受けられるインフラの拡充や企業能力に合わせた知的財産実務教育の提供に対するニーズが高まりつつある。

特許庁は小・中・高校生に対する知的財産教育を強化するため、中学校の自由学期制と連携した知的財産教育プログラムを開発して運営し、大学の知的財産教育基盤を拡充するため、知的財産教育をリードする大学と知的財産専門学位課程を運営する大学院を拡大した。

また、水準別オーダーメイド型知的財産実務人材を養成するためのIP経営レベルアッププログラムを構成・運営し、産学連携知的財産専門人材の養成に向けて地域の内で大学-学生-企業間採用協約の締結に取り組んだ。弁理士の専門性と公共性を強化するため、弁理士法の改正も推進した。

一方、国民向けサービスに対するユーザーからのニーズが多様化していることを受け、段階別のサービス品質警報体系の導入、大田-ソウル間の遠隔映像口述審理の拡大、審査官指定状況のお知らせサービスなどを通じてユーザー中心の知的財産行政サービスを強化した。